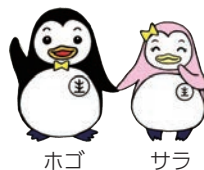


～明るく住みよい社会をめざす～青少年のつどいを開催しました

☎ 総務課 ☎096(232)2111 / 中央公民館 ☎096(232)2116

更生保護のマスコット
キャラクター
ホゴちゃんとサラちゃん



～明るく住みよい社会をめざす～青少年のつどいを7月4日(土)に図書館ホールで開催しました。当日は、関係団体や町民など約250人が参加し、小・中学生によるメッセージ発表や記念講演、保護司による活動報告を通して、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会づくりや、青少年の健全育成について理解を深めました。

この大会は、「社会を明るくする運動推進大会」と「青少年のつどい」を合同で開催したものです。

■「社会を明るくする運動推進大会」とは…

犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について、理解を深める全国的な運動を推進する大会です。

この大会を通じて、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない安全・安心な地域社会を築くことを目指しています。

■「青少年のつどい」とは…

子どもたちの発表などを通して、青少年の健全育成の活動が、全町民の皆さんへ広がっていくように願って開催される大会です。

■記念講演

落語家・町PR大使の桂竹紋さんに「あいさつから始まる防犯」と題し、ご講演いただきました。

古典落語の笑いを交えながら、あいさつや人とのつながりの大切さ、更生保護について理解を深める貴重な機会となりました。



- ① 町PR大使で落語家の桂竹紋さんによる記念講演
- ② 菊池地区保護司会菊陽支部の井上鈴子さんによる活動報告
- ③ 小・中学生9人がメッセージを発表



あなたは「更生保護」を知っていますか？

■更生保護とは

犯罪や非行をしてしまった人の立ち直りを地域で支え、再犯を防ぐための活動が「更生保護」です。

地域で立ち直りを支える人たちとその活動についてご紹介します。

■保護司とは

地域の身近な相談役として活動しているのが「保護司」です。法務大臣から委嘱を受けた、民間ボランティアです。

保護司は、保護観察を受けている人の悩みを聞いたり、生活の立て直しと一緒に考えたりしながら、その人の「立ち直し」を伴走支援しています。

■更生保護女性会とは

女性の視点から、更生保護活動をバックアップするボランティア団体です。子どもたちの健全育

成、非行防止啓発など、多岐にわたる活動を行っています。

■協力雇用主とは

立ち直しには、安定した生活を送るための「働く場」が大きな支えになります。

犯罪や非行の過去を理解した上で、雇用を通じて社会復帰を支援する事業者です。

保護司や更生保護女性会、協力雇用主など、さまざまな立場の人が立ち直りを支援していますが、何より大切なのは、地域の皆さんの「理解」と「協力」です。

「立ち直りの輪」を支える一員として、これからも温かい応援をお願いします。

8月から

介護保険の住宅改修の支援が

さらに手厚くなります

☎ 介護保険課 介護保険係 ☎096(232)2508

詳しくはこちら→



町では、高齢者の皆さんが住み慣れた自宅でいつまでも元気に暮らせるよう、介護保険の住宅改修をさらに後押しする新しい助成制度を開始します。

Point ここが大きく変わります！

1. 介護保険の限度額を超えても安心！

介護保険制度の改修工事費用の上限額20万円を超えてしまった場合でも、町がさらに最大20万円(助成額は最大18万円)を上乗せして支援します。

2. 介護保険の「対象外」工事もサポート！

「介護保険の対象にはならないけれど、在宅での生活には必要」という改修工事(町独自対象工事)についても、町独自の助成枠を新設しました。

対象工事一覧

介護保険対象工事

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・引き戸などへの扉の取り替え
- ・滑りの防止や移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ・洋式便器などへの便器の取り替え
- ・その他付帯する工事



町独自対象工事

浴室改修(脱衣所含む)	玄関周りの改修	台所改修	トイレ改修
- 壁タイルの張り替え - 浴槽の取り替え - 水栓金具の取り替え - 洗面台の取り替え - 暖房器具の設置 - 脱衣室腰掛台設置	- 地面の整地 - 足元灯の設置 - 出入りセンサー設置 - 上がりかまちに腰掛台設置	I H電気調理器の設置工事(機器代含む)	- 便器の取り替え(ウォーマー・ウォシュレットを含む) - 暖房器具の設置
廊下改修	寝室(居室)改修		
- 足元灯の設置 - 幅員の確保に伴う工事	- 出入口の幅員を広げる工事 - 和室(畳)から洋室(フローリング)への改修工事		



助成額の計算イメージ ※利用者負担割合(1割～3割)に応じて負担額は変わります。

	工事総費用額上限		利用者負担額 ※(1割の場合)		町助成額
介護保険対象工事	20万円	=	2万円	+	18万円
介護保険対象工事(超過分) + 町独自対象工事	20万円	=	2万円	+	18万円
合計	40万円	=	4万円	+	36万円

上乗せ
助成

制度をご利用いただくために

●対象者

要介護1～5または要支援1・2の認定を受けている人
※身体の状態に応じて対象外になる場合もあります。

●利用のステップ

- 1 「担当ケアマネジャー」へ相談
- 2 申請・確認(※工事開始前)
- 3 工事開始・完成

まずはケアマネジャーに「こんな改修をしたい」とご相談ください。必ず工事の前に町への申請が必要です。

手続きはケアマネジャーを通して行います。

工事完了後、助成金は町から住宅改修業者に直接支払われます。皆さんは「利用者負担額」のみをお支払いください。